何土地改良区理事長専決規程

第１条　定款第29条ただし書き及び規約第21条第２項の定めにより、次に掲げる事項は理事長が専決することができる。ただし、異例に属するものはこの限りでない。

一　予算に定められた予定価格一件○○円未満の工事の入札、契約及び施行に関すること。ただし、工事の入札は工事担当者理事の立会の下に行うものとする。

二　予算に定められた予定価格一件○○円未満の工事用材料及び物品の購入に関すること。

三　予定価格一件○○円未満の施設及び物品の修繕に関すること。

四　予定価格一件○○円未満の物品の処分に関すること。

五　役職員に管外出張を命ずること。

六　文書の受理、整理及び保管並びに財産の保全及び金銭の出納保管に関すること。

七　規約第30条において定められた職員の任免、事務分掌並びに職種の決定及び変更に関すること。

八　定められた限度額以内における借入金に関すること。

九　土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則、茨城県補助金等交付規則及び茨城県土地改良事業補助金交付要項の規定に基づく申請、届出、通知、報告及び公告に関すること。

十　農地法施行規則第30条第６号又は第57条の２第２項第３号に基づく農地転用に伴う証明書及び意見書並びに維持管理計画書に基づく証明書及び同意書を交付すること。

十一　予算に定められた賦課金及び夫役現品の賦課徴収に関すること。

十二　維持管理計画書に定められた施設の維持管理に関すること。

十三　その他軽易な事項

第２条　前条に掲げる事項のほか、特に急施を要するときは、理事長の専決に委ねることができる。ただし、この場合には速やかに理事会に報告し、承認を求めなければならない。

第３条　理事長は、その権限に属する事務の内軽易な事務については、その範囲を別に定めこれを事務局長の専決にすることができる。

附　則（○年○月○日の理事会で議決）

　この規程は、議決の日から施行する。

　附　則（○年○月○日の理事会で議決）

　この規程の一部改正は、議決の日から施行する。

　【備考】

　　附則は上記が分かりやすいが、下記とする方法もある。

　　附　則

　　この規程は、議決の日（○年○月○日）から施行する。

附　則

　　この規程の一部改正は、議決の日（○年○月○日）から施行する。